

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第538号 令和5年1月17日発行

目 次

【告示】

番 号 担当課名

10 保安林予定森林に関する通知を受けた件 森林整備課

11 道路の区域を変更する件 道路整備課

12 道路の供用を開始する件 同

徳島県告示第十号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和五年一月十七日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 保安林予定森林の所在場所

三の二、六五二、東祖谷高野二一六の二 荒ノ上一五四〇、 三好市池田町白地井ノ久保一八一五の二六、 一五四九の一、 五五〇、 東祖谷樫尾六二六の二、 山城町光兼字長谷六八二、 六四三の一、六四 山城町白川字

二 指定の目的

土砂の流出の防備

二 指定施業要件

(立木の伐採の方法)

五五〇・東祖谷樫尾六二六の二・六四三の一・六四三の二・六五二・東祖谷高野二 一六の二 (以上十筆について次の図に示す部分に限る。 次の森林については、 井ノ久保一八一五の二六・字長谷六八二・字荒ノ上一五四〇・一五四九の一・ 主伐は、択伐による。 $\overline{}$

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

部森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を徳島県農林水産

徳島県告示第十一号

次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年一月十七日から二

令和五年一月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉

門

道路の種類 県道

2 0 6		番 整号 理
西黒田中村		路 線 名
同	徳島市国府町芝原字中庄 一九番九地先から 同	区間
新	IΒ	の 新別 旧
0・0-111・回	七・五~一七・四	(メートル)敷 地 の 幅 員
□H○・○	四五〇・〇	(メートル) 長

徳島県告示第十二号

用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供

週間一般の縦覧に供する。 その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年一月十七日から二

令和五年一月十七日

徳島県知事

知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

206	番 整号 理
西黒田中村	路線名
番七地先まで 八〇番九地先から から から から から から から かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅん かんしゅん しゅんしゅ かんしゅん しゅん かんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	区間
四五〇・〇	(メートル) 長
令和五年一月十七日	供用開始の期日